

名古屋市告示第 351号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 7年 8月 4日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果と併せて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7年 8月 4日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 7年 7月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区小川三丁目36番 2

名古屋市港区藤高四丁目51番の一部

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和 7年 7月 3日から同年 8月 4日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課